

大阪維新の会「職員基本条例（案）」に関する質問

No	条項	重要（政策的若しくは法的）な論点	細部（確認や形式等）に関する論点	回答
J 1	12①		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年 12 月の人事委員会独自給料表勧告で、「人事評価における勤務実績の給与反映は、下位評価の昇給の号給数を一定抑制しながら、良好以上の上位評価については、昇給の号給数を 4 号給とすることを標準とする一方、勤勉手当への反映を現状よりもメリハリあるものにするによって、より一層適正で公平な人事評価とすることが必要」と言及したが、このことについてどうお考えか。 	<p>基本的に条例案と同じ方向と認識。</p>
J 2	12②		<ul style="list-style-type: none"> ・「明確な差異」とはどの程度の差異か。 	<p>何%といった数値まで記載することは控えているが、名目的な差異ではなく、職員にとって無視することのできない明らかな差をつけることが重要と考えている。</p>
J 3	13①		<ul style="list-style-type: none"> ・「給与は職務に応じて支給する」とあるのは、地公法 24 条所定の生計費を排除する趣旨か。 	<p>地公法 24 条では給与は職務と責任に応ずるものでなければならないとの原則が定められている。なお、生計費を排除するものではない。</p>
J 4	13②		<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準に影響を与えるとされている役職段階や学歴、年齢の扱いをどのようにお考えか。 1 ・次条との関係を含め、賃金構造基本統計調 	<p>役職段階に応じて決定することが基本と考えている。</p> <p>また、賃金構造基本統計調査については、これまで人事委員会において、その活用</p>

人事委員会補足資料

			<p>査では、例えば、教育職において、校長や教頭の給与データが集計されていないことや、専門職種の中には給与等の集計結果において、年度相互に比較的大きなバラつきが見られる場合があることをどのようにお考えか。</p>	<p>について検討がなされ、いくつかの限界が指摘されてきたことも承知している。このため、「賃金構造基本統計調査のみに基づく」こととはせず、これとともに、ほかの調査・資料も基礎として、勧告を行う制度としている。</p>
--	--	--	--	--

※総務部から出された質問と重複する項目は省略しています。

人事委員会補足資料

No	条項	重要（政策的若しくは法的）な論点	細部（確認や形式等）に関する論点	
----	----	------------------	------------------	--

J5	14①	<p>・賃金構造基本統計調査を活用することには様々な課題※があることが判明しており、その解決なしに、同調査を基礎として勧告することは、無理があるのではないか。</p> <p>※主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給は前年 6 月分、特別給は前々年 1 年分のデータとなり、調査時点と活用時点とのタイムラグが生じる。 ・従業員の役職段階を把握できるのは、常用労働者 100 人以上の企業に限られる。 ・次長、課長代理、主任といった中間的な役職段階の給与データが把握できない。 ・実費弁償としての意味合いを持つ通勤手当を給与から分離して把握できない。 		<p>賃金構造基本統計調査について、これまで人事委員会において、その活用について検討がなされ、いくつかの限界が指摘されてきたことは承知している。</p> <p>一方で、活用可能性が十分あることも、すでに明らかになっていると考える（平成 22 年 3 月「給与に関する調査・研究報告」）。</p> <p>このため、賃金構造基本統計調査とともに、ほかの調査・資料も基礎として、勧告を行う制度を定めたものである。</p>
J6	14①		<p>・給与以外の勤務条件については、地公法 24 条 5 項で国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡を失しないようにすることが求められているが、どうお考えか。</p>	<p>地公法 24 条 5 項は考慮事項を定めるものであって、民間水準を基本とすることを否定はしていないと考える。</p> <p>すなわち、民間水準を無視して、「国・自治体」の中だけでの権衡を追及し、結果として、「国・自治体」と「民間」の勤務条件が乖離してしまうようなことを求めているわけではないと考える。</p>